

「國酒等の輸出促進プログラム（案）」について〔概要〕

第１ はじめに

第２ 基本的考え方

- ① 國酒等の輸出拡大
- ② 日本の伝統と文化を踏まえた国際的な國酒の認知度向上
- ③ 地域の活性化への貢献

第３ 具体的施策

１. マーケティング戦略の構築

- 輸出市場の特性に応じたマーケティング戦略の構築に資するため関係業界団体等やジェトロによる税制、表示規制等の制度情報、飲食習慣などの消費者動向等に関する情報収集、地域別戦略の共有
- ニューヨークやロンドン、パリ、香港などの発信力が大きい都市における情報収集等のため、拠点の設置やリエゾンの配置などの検討

２. 國酒等ブランドの確立

- 在外公館におけるレセプション、国際会議等における國酒等の活用促進
- ロゴの作成と各種展示会等における活用
- 主要市場における一般消費者、有識者、ジャーナリスト等に対して、國酒の認知向上のためのイベントを官民が連携して実施
- 基本的特性、産地、味・香り等について国際的に分かりやすい表示方法等の検討

３. 輸出環境の整備

- 輸入規制の撤廃・緩和や関税の引下げのための政府間での働きかけ
- 商標等の知的財産保護や通商を妨げる事態が生じた場合の関係府省等の連携

4. 海外市場における販路拡大

- 酒造業者による輸出体制整備と流通業者との連携
- 関係業界団体等による主要市場における料理コンクールの開催等による各国の食文化に適した飲み方の開発・普及
- ジェトロや農林水産省が実施する海外の展示会・商談会への出展、国内の展示会へのバイヤー招へい等によるビジネスマッチングの促進
- 電子商取引（E-Commerce）を活用した新しい販売方法の開発

5. 國酒についての正しい理解の促進

- 海外普及のための國酒全般の基礎知識を盛り込んだ外国語による教材の作成とそれを利用した海外のプロ向けのセミナー、研修等の実施
- 酒造業者への海外情報発信者の受入れ等
- 國酒に関する資格の普及による、現地における「プロ」の能力と信用の向上

6. 國酒等の輸出を支える産業の基盤強化

- 酒類業者に対する制度融資や公的部門による出資、民間の投資ファンドの活用などによる輸出支援
- 原料となる酒造好適米等の価格や数量の安定化や表示の有り方の検討

7. 酒蔵ツーリズム創造による地域活性化

- 意欲のある地域において、酒造関係業界、関連業界、自治体が連携し、外国語を含む説明資料や酒に通じたガイドの育成等外国人観光客の受け入れ環境の整備、振興方策等について検討
- 海外からの観光客誘致のため、酒蔵ツーリズムについての情報発信、酒蔵ツーリズムルートの開発、展示会や商談会と連携した訪日観光を促進

第4. 今後の推進体制の整備

- 内閣官房を事務局とした、関係府省による「國酒等の輸出促進連絡会議」を設置。必要に応じて関係機関や業界団体からも参加
- 定期的な各省等の取組状況把握や必要に応じた関係者の調整を実施